

豊里小中一貫教育特区

都道府県名：

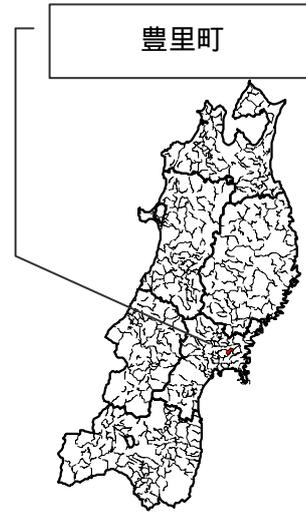
宮城県

申請主体名：

豊里町

区域の範囲：

宮城県登米郡豊里町の全域



特区の概要：

現在の6・3制から、3（低学年部3年）・4（中学年部4年）・2（高学年部2年）制を実施することにより、児童・生徒の発達段階や個人差に応じた弾力的なカリキュラムの編成が可能となり、中学校入学時での難易度の急激な変化への対応や習熟度に応じた指導によって基礎学力の定着を着実に進める。さらに英語教育の早期開始により、国際化に対応できる児童生徒の育成を図る。また、小・中学校での9年間を通じて、連続性及び一貫性のある教育の実践が可能となり、児童・生徒のニーズに合った一貫指導が展開できる。

適用される規制
の特例措置：

- ・特区研究開発学校の設置（教育課程の弾力化）
- ・特区研究開発学校における教科書の早期給与

